

## 規制部門のお客さまの燃料費調整における特別措置の認可について

当社は、本日、経済産業大臣に対し、規制部門のお客さまの燃料費調整における特別措置の認可申請を行いました。申請どおり認可されましたのでお知らせします。

### 【特別措置の概要】

#### 1. 適用対象

規制部門のお客さま(電気供給約款または選択約款により当社から電気の供給を受けるお客さま)を対象といたします。

#### 2. 適用期間

平成21年1月分料金から平成22年3月分料金までといたします。

#### 3. 適用期間中の燃料費調整単価

##### (1) 平成21年1月分から3月分料金までの燃料費調整単価

平成20年7月から9月の通関統計実績にもとづき算定した燃料費調整単価の2分の1に相当する値といたします。

##### (2) 平成21年4月分から平成22年3月分料金までの燃料費調整単価

四半期ごとに、通関統計実績にもとづき算定した燃料費調整単価に、特別措置による加算単価を加えたものといたします。

なお、特別措置による加算単価は、(1)における燃料費調整単価の圧縮分の4分の1に相当する値といたします。

#### 4. 適用期間中の主な契約種別の燃料費調整単価・加算単価

(単位: 円/kWh)

		平成21年1～3月分の 燃料費調整単価	加算単価	
			平成21年 4～12月分	平成22年 1～3月分
従量電灯A	1契約につき 最初の15kWhまで	21.07 (42.14)	5.27	5.26
	上記をこえる 1kWhにつき	1.40 (2.81)	0.35	0.36
ファミリータイム 低圧電力 など	1kWhにつき	1.40 (2.81)	0.35	0.36

・( )内は特別措置を実施しない場合の燃料費調整単価。

・上記単価は消費税等相当額を含みます。

・公衆街路灯等その他の契約種別についても、上記に準じて燃料費調整単価および加算単価を算定いたします。

#### 5. 特別措置実施にともなう影響額

今回の特別措置実施にともなう、平成21年1月分から3月分料金までの、標準家庭の1月あたりの影響額は以下のとおりとなります。

契約種別	モデル料金		影響額 (月額)	試算の前提 (月間ご使用量)
	特別措置実施後	特別措置を実施しない場合		
従量電灯A	7,436円	7,859円	▲423円	(300kWh) 口座振替割引含む

・モデル料金は早收料金の場合で、消費税等相当額を含みます。

